

○ 施設改善対策事業実施要領（昭和62年5月20日付け62構改B第500号農林水産省構造改善局長通知）新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>1 土地改良施設改善計画の都道府県知事の承認等 (1) 都道府県知事は土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「要綱」という。）<u>第12の1</u>の土地改良施設改善計画の内容が、次の要件のすべてに該当する場合に承認するものとする。 ①～④ （略） (2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 土地改良区等の拠出金 施設改善対策事業についての土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知。以下「要領」という。）<u>4のaの(1)</u>の算式の適用については、「n＝期間（原則として5年とする。）」とあるのは、「n＝期間（3年とする。）」とする。</p> <p>4 適正化資金拠出約款の作成 施設改善対策事業を実施する場合には要綱<u>第7</u>の<u>適正化資金拠出約款</u>は、別紙1及び2の例を参考として定めるものとする。</p> <p>5 拠出金台帳の作成等 要綱<u>第8の1</u>で定める、要綱<u>第2の1</u>に規定する<u>整備補修事業</u>（以下</p>	<p>1 土地改良施設改善計画の都道府県知事の承認等 (1) 都道府県知事は土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「要綱」という。）<u>第11の1</u>の土地改良施設改善計画の内容が、次の要件のすべてに該当する場合に承認するものとする。 ①～④ （略） (2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 土地改良区等の拠出金 施設改善対策事業についての土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知。以下「要領」という。）<u>4の(1)</u>の算式の適用については、「n＝期間（原則として5年とする。）」とあるのは、「n＝期間（3年とする。）」とする。</p> <p>4 資金拠出約款の作成 施設改善対策事業を実施する場合には要綱<u>第6</u>の<u>資金拠出約款</u>は、別紙1及び2の例を参考として定めるものとする。</p> <p>5 拠出金台帳の作成等 要綱<u>第7</u>で定める、要綱<u>第1</u>の<u>土地改良施設維持管理適正化事業</u>（以下</p>

「整備補修事業」という。)に関する会計は、要綱第2の2に規定する事業と区分して経理するとともに施設改善対策事業と他の整備補修事業に区分して経理することとし、拠出金台帳についても同様とするものとする。

6 (略)

別紙1

全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款

(例)

(目的)

第1条 本連合会が行う、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「適正化事業実施要綱」という。）第2の1に規定する整備補修事業（以下「整備補修事業」という。）及び第2の2に規定する防災減災機能等強化事業（以下「防災減災機能等強化事業」という。）に必要な資金（以下「適正化資金」という。）の造成その他運営については、適正化事業実施要綱、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知。以下「適正化事業実施要領」という。）及び施設改善対策事業実施要領（昭和62年5月20日付け62構改B第500号農林水産省構造改善局長通知）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

(適正化資金拠出申込適格)

第2条 適正化資金の拠出申込みを行うことができる者は、次に該当する者とする。

(1) (略)

(2) (1)以外の都道府県土地改良事業団体連合会にあって、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該地方連合会の所在地を管轄する地方農政局長）の認定を受けたもの

(拠出申込手続)

第3条 適正化資金の拠出申込みをしようとする都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）は、別に定める様式により、拠出

「適正化事業」という。)に関する会計は、施設改善対策事業と他の適正化事業に区分して経理することとし、拠出金台帳についても同様とするものとする。

6 (略)

別紙1

全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款

(例)

(目的)

第1条 本連合会が行う、土地改良施設維持管理適正化事業（以下「適正事業」という。）に必要な資金（以下「資金」という。）の造成その他運営については、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知）、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知。以下「要領」という。）及び施設改善対策事業実施要領（昭和62年5月20日付け62構改B第500号農林水産省構造改善局長通知）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

(資金拠出申込適格)

第2条 資金の拠出申込みを行うことができる者は、次に該当する者とする。

(1) (略)

(2) (1)以外の都道府県土地改良事業団体連合会にあって、地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）の認定を受けたもの

(拠出申込手続)

第3条 資金の拠出申込みをしようとする都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）は、別に定める様式により、拠出申込み

申込みを行うものとする。

(拠出金の納付)

第4条 地方連合会は、毎年6月末日までに（緊急整備補修に充てるための適正化資金の拠出にあつては、適正化事業実施要領8の通知後速やかに）拠出金を納付しなければならない。

2 (略)

(拠出金の明細)

第5条 地方連合会が前条第1項の拠出金を拠出する場合には、地方連合会の会員等からの拠出金に相当する部分と、都道府県からの補助金に相当する部分との明細を明らかにした書面を添付するものとする。

(拠出金の使途)

第6条 拠出金は、整備補修事業に係る拠出金にあつては整備補修事業以外の経費に、防災減災機能等強化事業に係る拠出金にあつては防災減災機能等強化事業以外の経費に使用することができないものとする。

(交付金)

第7条 (略)

(拠出金及び交付金の経理)

第8条 拠出金及び交付金は、整備補修事業と防災減災機能等強化事業に区分し、拠出金申込年次別、地方連合会別に経理するものとする。

また、防災減災機能等強化事業に係る拠出金及び交付金については、特別会計において経理するものとする。

(交付金調整の特別措置)

第9条 (略)

(利息等)

第10条 (略)

2 適正化資金の運用によって生ずる法定果実については、適正化資金の管理運用に要する経費に充当するものとする。

3 拠出金と交付金に差額が生じた場合は、財政融資資金の借入れに係る利払い費を除き、これを適正化資金の管理運用に要する経費に充当するものとする。

(事務費)

第11条 本連合会は、適正化資金の管理運用に要する経費に充てるため、地

を行うものとする。

(拠出金の納付)

第4条 地方連合会は、毎年6月末日までに（緊急整備補修に充てるための資金の拠出にあつては、要領9の通知後速やかに）拠出金を納付しなければならない。

2 (略)

(拠出金の明細)

第5条 地方連合会が前条第1項の拠出金を拠出する場合には、地方連合会の会員等からの拠出金に相当する部分と、地方公共団体からの補助金に相当する部分との明細を明らかにした書面を添付するものとする。

(拠出金の使途)

第6条 拠出金は、適正化事業以外の経費に使用することができないものとする。

(交付金)

第7条 (略)

(拠出金及び交付金の経理)

第8条 本連合会は、地方連合会ごとに拠出金及び交付金を経理するものとする。

(交付金調整の特別措置)

第9条 (略)

(利息)

第10条 (略)

2 資金の運用によって生ずる法定果実については、資金の管理運用に要する経費に充当するものとする。

(新設)

(事務費)

第11条 本連合会は、資金の管理運用に要する経費に充てるため、地方連合

方連合会から賦課金を徴収するものとする。

2 (略)

(事務費交付金)

第12条 本連合会は、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に係る地方連合会の事務に要する経費の一部について、事務費交付金を交付することができるものとする。

2 (略)

(遵守義務)

第13条 (略)

別紙 2

〇〇県土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款
(例)

(目的)

第1条 本連合会が、会員等のために行う土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「適正化事業実施要綱」という。）第2の1に規定する整備補修事業（以下「整備補修事業」という。）及び第2の2に規定する防災減災機能等強化事業（以下「防災減災機能等強化事業」という。）に係る拠出金の拠出、交付金の交付等については、適正化事業実施要綱、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知。以下「適正化事業実施要領」という。）及び施設改善対策事業実施要領（昭和62年5月20日付け62構改B第500号農林水産省構造改善局長通知。以下「施設改善要領」という。）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

(申込適格)

第2条 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に係る本連合会への拠出金を拠出することができる者は、次に該当する者とする。

(1) 本連合会の会員（整備補修事業のうち適正化事業実施要綱第12の1に規定する事業（以下「施設改善対策事業」という。）にあつては、適正化事業実施要綱第12の1の都道府県知事の承認を受けている会員）

(2) (略)

会から賦課金を徴収するものとする。

2 (略)

(事務費交付金)

第12条 本連合会は、適正化事業に係る地方連合会の事務に要する経費の一部について、事務費交付金を交付することができるものとする。

2 (略)

(遵守義務)

第13条 (略)

別紙 2

〇〇県土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款
(例)

(目的)

第1条 本連合会が、会員等のために行う土地改良施設維持管理適正化事業（以下「適正化事業」という。）に係る拠出金の拠出、交付金の交付等については、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「要綱」という。）、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知。以下「要領」という。）及び施設改善対策事業実施要領（昭和62年5月20日付け62構改B第500号農林水産省構造改善局長通知。以下「施設改善要領」という。）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

(申込適格)

第2条 適正化事業に係る本連合会への拠出金を拠出することができる者は、次に該当する者とする。

(1) 本連合会の会員（施設改善対策事業にあつては、要綱第11の1の都道府県知事の承認を受けている会員）

(2) (略)

(拋出申込手続)

第3条 **拋出金**の拋出申込みをしようとする者(以下「**適正化資金拋出者**」という。)は、別に定める様式により拋出申込みを行うものとする。

(拋出金の納付等)

第4条 **適正化資金拋出者**は、原則として **5ヶ年(施設改善対策事業にあつては、3ヶ年)以上継続**して毎年度5月末日までに(緊急整備補修に充てるための**適正化資金**の拋出にあつては、拋出申込後速やかに)、本連合会に拋出金(地方公共団体からの補助金を含む。以下同じ。)を納付しなければならない。

2 前項の拋出金の額は、**整備補修事業にあつては適正化事業実施要領4のaの(1)及び(3)により算定して得た額とし、防災減災機能等強化事業にあつては適正化事業実施要領4のbの(1)により算定して得た額とする。**

3 (略)

4 第1項の拋出金の額は、原則として、第3条による申込後5年間(施設改善対策事業にあつては、3年間)は変更できないものとする。当該5年間(緊急整備補修に係る土地改良区等にあつては、実際に**適正化資金**を拋出した期間)を経過後、新たな拋出金の額を定めた場合も同様とする。

5 (略)

(拋出金の使途)

第5条 拋出金は、全国土地改良事業団体連合会が行う**整備補修事業及び防災減災機能等強化事業**に係る**適正化資金**の造成に対する拋出金以外の経費に使用することはできないものとする。

(交付金の交付決定等)

第6条 交付金は、次の全てを満たす場合に交付することができるものとする。

- (1) 拋出金を一定期間毎年継続して拋出する**適正化資金拋出者**であつて、第4条第1項及び第2項の規定に従い過年度の拋出金を納付したものであること。
- (2) 拋出金について第9条に規定する欠損を生じている**適正化資金拋出者**でないこと。
- (3) **整備補修事業及び防災減災機能等強化事業**の対象施設につき、本連合

(拋出申込手続)

第3条 **資金**の拋出申込みをしようとする者(以下「**資金拋出者**」という。)は、別に定める様式により拋出申込みを行うものとする。

(拋出金の納付等)

第4条 **資金拋出者**は、原則として **5ヶ年以上(施設改善対策事業にあつては、3ヶ年)継続**して毎年度5月末日までに(緊急整備補修に充てるための**資金**の拋出にあつては、拋出申込後速やかに)、本連合会に拋出金(地方公共団体からの補助金を含む。以下同じ。)を納付しなければならない。

2 前項の拋出金の額は、**要領5の(1)及び(3)により算定して得た額とする。**

3 (略)

4 第1項の拋出金の額は、原則として、第3条による申込後5年間(施設改善対策事業にあつては、3年間)は変更できないものとする。当該5年間(緊急整備補修に係る土地改良区等にあつては、実際に**資金**を拋出した期間)を経過後、新たな拋出金の額を定めた場合も同様とする。

5 (略)

(拋出金の使途)

第5条 拋出金は、全国土地改良事業団体連合会が行う**適正化事業**に係る**資金**造成に対する拋出金以外の経費に使用することはできないものとする。

(交付金の交付決定等)

第6条 交付金は、次の全てを満たす場合に交付することができるものとする。

- (1) 拋出金を一定期間毎年継続して拋出する**資金拋出者**であつて、第4条第1項及び第2項の規定に従い過年度の拋出金を納付したものであること。
- (2) 拋出金について第9条に規定する欠損を生じている**資金拋出者**でないこと。
- (3) **適正化事業**の対象施設につき、本連合会が行う土地改良区体制強化事

会が行う土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）の土地改良施設の診断・管理指導を受けた施設又は国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知）等に従って施設の劣化状況等を調べる機能診断に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画（国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに限る。）を策定した施設であって、拠出金の対象となっているものであること。

（4）整備補修事業及び防災減災機能等強化事業につき、土地改良区体制強化事業実施要綱第3の2の（1）の本連合会の管理専門指導員の審査を受けたものであること。

2 本連合会は、毎年度、適正化事業実施要綱第6の1の交付申請書を提出した者のうち、前項に掲げる条件を満たす者について、その事業の必要性、緊急性、事業費の額、拠出金の拠出状況等を勘案して、交付金の交付を決定するものとする。

3 本連合会は、適正化事業実施要綱第6の5の規定に基づき適正化資金拠出者ごとに、整備補修事業又は防災減災機能等強化事業のしゅん功検査を了した後、前項の交付金を交付するものとする。

（交付金の額）

第7条 交付金の額は適正化事業実施要綱第5の3に規定する限度額の範囲内とする。

（交付金請求手続）

第8条 適正化事業実施要領9の（3）に規定する工事完了報告書及び交付金請求書は、別紙様式によるものとする。

（加重負担義務）

第9条 交付金の交付を受けた結果、拠出金に欠損（当該土地改良区等の拠出金の累計額から交付金のうち当該適正化資金拠出者が拠出すべき額に相当する額を差し引いて得た額が負となる場合をいう。）を生じた適正化資金拠出者は、第4条の規定にかかわらず、当該欠損がなくなるまでの間、第4条の拠出金のほか、当該拠出金に0.5を乗じて得た額を特別拠出金として拠出しなければならないものとする。

2 前項の特別拠出金は、本連合会において管理するものとし、その用途

業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）の土地改良施設の診断・管理指導を受けた施設又は国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2537号農林水産事務次官依命通知）等に従って施設の劣化状況等を調べる機能診断に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画（国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに限る。）を策定した施設であって、拠出金の対象となっているものであること。

（4）適正化事業につき、土地改良区体制強化事業実施要綱第3の2の（1）の本連合会の管理専門指導員の審査を受けたものであること。

2 本連合会は、毎年度、要綱第5の1の交付申請書を提出した者のうち、前項に掲げる条件を満たす者について、その事業の緊急性、事業費の額、拠出金の拠出状況等を勘案して、交付金の交付を決定するものとする。

3 本連合会は、要綱第5の5の規定に基づき資金拠出者ごとに、適正化事業の竣功検査を了した後、前項の交付金を交付するものとする。

（交付金の額）

第7条 交付金の額は要綱第4の3に規定する限度額の範囲内とする。

（交付金請求手続）

第8条 要領9の（3）に規定する工事完了報告書及び交付金請求書は、別紙様式によるものとする。

（加重負担義務）

第9条 交付金の交付を受けた結果、拠出金に欠損（当該土地改良区等の拠出金の累計額から交付金のうち当該資金拠出者が拠出すべき額に相当する額を差し引いて得た額が負となる場合をいう。）を生じた資金拠出者は、第4条の規定にかかわらず、当該欠損がなくなるまでの間、第4条の拠出金のほか、当該拠出金に0.5を乗じて得た額を特別拠出金として拠出しなければならないものとする。

2 前項の特別拠出金は、本連合会において管理するものとし、その用途

は、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の円滑な実施に資するよう別に定める。

(利息)

第10条 (略)

(事務費)

第11条 本連合会は、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の実施に必要な本連合会の事務に要する経費に充てるため、適正化資金拠出者から賦課金又は寄附金を徴収するものとする。

2・3 (略)

(拠出の継続義務)

第12条 適正化資金拠出者が行う第3条の申込みは、5年間（新規加入適正化資金拠出者にあつては、緊急整備補修の実施年度から起算して、緊急整備補修を実施する土地改良区等が適正化資金を拠出することとしていた最終年度までの期間）を単位とするものとし、この間は、特別の事情のない限り、適正化資金の拠出を継続しなければならないものとする。

2～4 (略)

(遵守義務)

第13条 適正化資金拠出者は、上記各条項を遵守するとともに、これに違反したときは、別に定めるところにより、違約金を支払わなければならないものとする。

別紙様式 1

土地改良施設改善計画

(略)

別紙

項目	記載要領
1 (略)	(略) ○ 維持管理欄は、当該事業主体が管理している施設（ダム、頭首工、揚水機、排水機、水路、農道等）及び数量（箇所数、延長(単位：km))を記載するものとする。

は、適正化事業の円滑な実施に資するよう別に定める。

(利息)

第10条 (略)

(事務費)

第11条 本連合会は、適正化事業の実施に必要な本連合会の事務に要する経費に充てるため、資金拠出者から賦課金又は寄附金を徴収するものとする。

2・3 (略)

(拠出の継続義務)

第12条 資金拠出者が行う第3条の申込みは、5年間（新規加入資金拠出者にあつては、緊急整備補修の実施年度から起算して、緊急整備補修を実施する土地改良区等が資金を拠出することとしていた最終年度までの期間）を単位とするものとし、この間は、特別の事情のない限り、資金の拠出を継続しなければならないものとする。

2～4 (略)

(遵守義務)

第13条 資金拠出者は、上記各条項を遵守するとともに、これに違反したときは、別に定めるところにより、違約金を支払わなければならないものとする。

別紙様式 1

土地改良施設改善計画

(略)

別紙

項目	記載要領
1 (略)	(略) ○ 維持管理欄は、当該事業主体が管理している施設（ダム、頭首工、揚水機、排水機、水路、農道等）及び数量（箇所数、延長(単位：km))を記載するものとする。

	<p>なお、現在事業実施中であり、完了後維持管理の対象となる施設も記載することとし、その場合は備考欄に「<u>○年</u>に譲与される予定」等を記載するものとする。</p>		<p>なお、現在事業実施中であり、完了後維持管理の対象となる施設も記載することとし、その場合は備考欄に「<u>H○年</u>に譲与される予定」等を記載するものとする。</p>
2・3 (略)	(略)	2・3 (略)	(略)
別紙様式2 (略)		別紙様式2 (略)	

附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。